

平成29年4月から

介護予防・日常生活支援総合事業が始まります!

No.2

訪問介護員派遣事業

予防給付
(要支援1・2)

訪問介護
(ホームヘルプサービス)

町のサービス
(地域支援事業)

生活援助員派遣事業

総合事業
(4月から)

訪問介護員派遣事業

専門職が在宅においてできにくくなった日常生活動作や家事、対人関係等の助言や指導、支援を行うことで自立を促し、要介護状態への進行を予防します。

対象者	利用回数	基本料金	備考
事業対象者 要支援1 要支援2	週1回	1,343円/月	事業対象者と要支援1は週2回まで、 要支援2は週3回まで 選択 できます。 原則1回あたり60分未満です。
	週2回	2,685円/月	
	週3回	4,259円/月	

はつらつデイサービス事業

予防給付
(要支援1・2)

通所介護
(デイサービス)

町のサービス
(地域支援事業)

閉じこもり予防事業

総合事業
(4月から)

はつらつデイサービス事業

デイサービスセンター等において交流や入浴、食事の場を提供し、要介護状態への進行を予防します。

対象者	利用回数	基本料金	備考
事業対象者 要支援1	週1回	1,647円/月	事業対象者と要支援1は週1回、 要支援2は週2回の料金となり 選択はできません。
要支援2	週2回	3,377円/月	

*基本料金については、現在の介護予防サービスの利用者負担額と同様の設定としています。

*上記の料金は基本料金となりますので、利用する事業所によって加算額に違いが生じます。
また、所得の多い方については基本料金が異なります。

*事業の利用を月途中から開始した場合や月途中で中止した場合、また、非課税世帯の方については減額料金を設定しています。

*はつらつデイサービス事業を利用する場合は別途食事代がかかります。

相談・問合せ先

別海町地域包括支援センター 電話 79-5500 (直通)